



島根県報

平成21年9月4日（金）

第2,117号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定によりみんなで子育て応援施設設備整備事業補助金の交付の対象等を定める告示	（青少年家庭課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障害者福祉課）	2
島根県持続農業導入指針変更の公表	（農畜産振興課）	3
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	3
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（森林整備課）	3
公有水面埋立ての竣功認可	（漁港漁場整備課）	4

【公 告】

平成21年度毒物劇物取扱者試験の合格者	（薬事衛生課）	5
島根県立宍道高等学校生徒・学習支援システムの調達に係る契約予定者を決定するための提案競技の実施	（高校教育課）	5

【特定調達公告】

平成21年度雪寒機械の購入に係る一般競争入札の落札者等	（道路維持課）	10
空港用除雪トラック調達に係る一般競争入札の落札者等	（港湾空港課）	11

【正 誤】

平成21年5月29日付け島根県報号外第114号中	（警察本部）	12
--------------------------	--------	----

告 示**島根県告示第636号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、みんなで子育て応援施設設備整備事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成21年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

みんなで子育て応援施設設備整備事業補助金

2 交付の目的

島根県内における、企業、個人事業者等による乳幼児を連れた家族が外出時に自由に利用することができるトイレ、おむつ替え、授乳等のための施設又は設備の整備を補助し、当該家族の子育てを支援することを目的とする。

3 交付の対象となる事業

補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる施設又は設備の整備とする。

- (1) 父母のトイレ等の間、乳幼児の安全を確保するためのベビーキープ等
- (2) おむつ替えのためのベビーベッド等
- (3) 授乳のためのついで、カーテン等
- (4) 調乳のためのポット等

4 交付の対象である経費、交付の率及び交付の限度額

交付の対象である経費	交付の率	交付の限度額
補助事業に要する経費のうち備品購入費、工事費及び関連付帯費用。ただし、事業の実施に係る事務費等を除く。	交付の対象である経費の実支出額（寄附金その他の収入額を控除した額をいう。）の10分の10	1か所当たり150,000円

島根県告示第637号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行規則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成21年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
串山 義則	消化器科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成21年8月26日
藤澤 智雄	消化器科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成21年8月26日
千貫 大介	消化器科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成21年8月26日
相見 正史	消化器科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成21年8月26日
沖田 浩一	消化器科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成21年8月26日
角田 恵理奈	消化器科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成21年8月26日
森山 修行	内科	もりやま内科医院	出雲市大津町1708-9	平成21年8月26日
安部 哲史	神経内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成21年8月26日

島根県告示第638号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第3項の規定により島根県持続農業導入指針を平成21年8月24日に変更したので、同条第4項の規定により、別冊のとおり公表する。

別冊は、掲載を省略し、島根県農林水産部農畜産振興課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

平成21年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第639号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市土地改良区の定款変更を平成21年8月26日付けで認可した。

平成21年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第640号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和59年10月16日農林省告示第2,071号（2に係るものに限る。）、平成2年3月15日農林水産省告示第376号（1、2及び5に係るものに限る。）、平成元年7月31日農林水産省告示第967号（2に係るものに限る。）、平成11年1月14日農林水産省告示第50号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第641号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和44年3月27日農林省告示第372号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第642号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 竣功認可の年月日

平成21年8月25日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

島根県出雲市大社町宇龍字中ツラ626番地2から同字623番地5に至る地先公有水面

(2) 区域

A区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 宇龍漁港原点（北緯35度25分43秒、東経132度38分32秒、以下「原点」という。）から、74度52分55秒、220.38mの地点

②の地点 ①の地点から344度03分14秒、6.49mの地点

B区域

次の各地点を順次に結んだ線及び③の地点と⑤の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

③の地点 原点から66度36分37秒、225.97mの地点

④の地点 ③の地点から7度28分21秒、1.07mの地点

⑤の地点 ④の地点から13度13分15秒、0.96mの地点

C区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と⑧の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑥の地点 原点から65度10分16秒、230.58mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から19度02分11秒、0.68mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から23度50分21秒、1.98mの地点

D区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑨の地点と⑬の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑨の地点 原点から63度23分24秒、241.45mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から39度28分31秒、5.54mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から41度39分12秒、4.28mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から41度55分56秒、5.78mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から41度55分25秒、3.29mの地点

E区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑭の地点と⑬の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑭の地点 原点から61度46分43秒、259.40mの地点

⑮の地点 ⑭の地点から41度52分06秒、0.57mの地点

⑯の地点 ⑮の地点から41度55分52秒、5.74mの地点

⑰の地点 ⑯の地点から42度21分08秒、6.85mの地点

⑱の地点 ⑰の地点から45度03分48秒、5.18mの地点

(3) 面積

147.77平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 免許の年月日及び番号

平成19年2月2日 指令漁第460号

6 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、松江水産事務所及び出雲市役所

公 告

平成21年度毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成21年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 一般毒物劇物取扱者試験合格者

2 4 6 12 13 21 27 30 39 40 43

2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験合格者

47 48 54 59 65 72 73 78 88 89 96 97 98
107 116 118

3 特定品目毒物劇物取扱者試験合格者

なし

島根県立宍道高等学校生徒・学習支援システムの調達に係る契約予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成21年9月4日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 提案競技に付する事項

(1) 調達対象

島根県立宍道高等学校生徒・学習支援システム 一式

(2) 調達の内訳

ア 生徒・学習支援システムの構築

イ ハードウェア（搬入、設置及び撤去を含む。）

ウ ソフトウェアのインストール及び設定

エ 保守業務（運用支援を含む。）

オ 既存データの移行及び契約満了時の次期システムへの移行データ作成

カ 職員に対するシステム操作研修

(3) 仕様

島根県立宍道高等学校生徒・学習支援システムの構築等に係る提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 提案価格の上限額

合計額は、50,721,300円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。このうち、平成21年度は845,355円（消費税及び地方消費税を含む。）、平成22年度から平成25年度までは各年度10,144,260円（消費税及び地方消費税を含む。）、平成26年度は9,298,905円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) 提案価格の考え方

調達対象に含まれる一切の費用を見積ること。

(6) 構築期間及び賃貸借・保守期間

ア 島根県立宍道高等学校生徒・学習支援システムの構築業務

期間：契約の日から平成22年2月28日まで

イ 島根県立宍道高等学校生徒・学習支援システムの賃貸借及び保守業務

期間：平成22年3月1日から平成27年2月28日まで

(7) 納入場所

島根県松江市宍道町宍道1586番地 島根県立宍道高等学校

2 提案競技の参加資格

提案競技に参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たし、島根県教育委員会教育長の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 島根県税を滞納していない者であること。

(3) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続きに基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(6) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、営業種目の大分類「1 借入品」中分類「(4) 情報処理機器」又は大分類「14 借入品」中分類「(2) 情報処理機器」の入札参加資格の認定を受けている者（以下「入札参加資格認定者」という。）であること。

(7) 本公告に示した物件を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物件を自らが貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有するものであること。

3 提案競技説明書の配付

(1) 配付期間

平成21年9月4日（金）から平成21年9月11日（金）までの、閉庁日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 配付場所

島根県教育庁高校教育課 新設高校開校準備スタッフ（島根県松江市殿町1番地島根県分庁舎1階）において配付

4 参加資格に係る提出書類

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

なお、提出された書面を審査の結果、2の参加資格を有すると認められた者に限り、提案競技に参加できるものとする。

ア 島根県立宍道高等学校生徒・学習支援システムの調達に係る提案競技参加資格確認申請書

イ 会社等概要書

※添付資料：直近の財務状況を示す書類（貸借対照表、損益計算書、余剰金又は欠損金の処理状況）及び現在事項全部証明書

ウ 誓約書

エ 島根県税の滞納がないことの証明書（入札参加資格認定者は不要）

オ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（入札参加資格認定者は不要）

カ 担当者届

キ 委任状（委任状が必要な場合のみ。）

ク 第三者賃貸借契約の申請書（契約予定者となった場合に第三者をして貸付けしようとする者のみ。）

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送による。

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

平成21年10月5日（月）午後5時までに提出すること。

なお、郵送の場合は書留とし、提出期限日の午後5時までに必着のこと。

エ 提出先

11の提案競技に関する問合せ先に同じ。

(3) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成21年10月8日付けで、郵送にて通知する。

5 提案競技に係る質問書

(1) 質問は、提出期限までに文書により提出すること。

なお、質問は、FAX又は電子メールにより受け付けるものとするが、FAX又は電子メールにより送付する場合は、必ず到着確認の電話をすること。

(2) 送付先

F A X 0852-22-6231

電子メール koukou@pref.shimane.lg.jp

(3) 送付期限

平成21年9月24日（木）午後5時まで（必着）

(4) 質問に対する回答は、平成21年9月29日（火）までに、提案競技説明書の配付者全員に対し、FAX又は電子メールにより通知する。

6 提案書の提出について

提案競技参加資格審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県立宍道高等学校生徒・学習支援システムの調達について提案すること。ただし、必要がある場合は補足資料

の提出を求めることがある。

(2) 要求する仕様

仕様書を参照すること。

(3) 提案書の形式

形式は任意とする。ただし、用紙はすべてA4判とし、ページを付するものとする。

(4) 書類の提出方法、提出部数、提出期限及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送による。

イ 提出部数

島根県立宍道高等学校生徒・学習支援システムの調達に係る提案書提出届に次に掲げる書類を添付の上、10部を提出すること。ただし、見積書は正式なもの1部を提出のこと。

(ア) 提案書 10部

(イ) 提案書の記載内容確認表 10部

(ウ) ハードウェア・ソフトウェアシステム一覧表 10部

(エ) 見積書 1部

(オ) システム機能要件の詳細回答書 10部

ウ 提出期限

平成21年10月15日（木）午後5時までに持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

エ 提出先

11の提案競技に関する問合せ先に同じ。

7 選定方法

(1) 別に設置する島根県立宍道高等学校生徒・学習支援システム調達に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

(2) 評価について考慮する点で、主なものは次のとおりである。

ア システムの安定的運用に関する項目

障害発生時に速やかに復旧でき、日常的に安定的運用が図られるようになっているか。

イ システムの操作性に関する項目

操作に不慣れな者でも容易に扱えるよう分かりやすい操作性を有し、画面構成がなされているか。

ウ 学籍管理に関する項目

生徒に係る学籍情報を生徒ごとに管理し、必要な登録・変更ができるか。画面からの個別入力以外に、大量データの一括入力など効率的な入力ができるか。

エ 履修管理に関する項目

生徒の受講登録等の履修情報を一元的に管理できるか。単位制の定時制・通信制課程の多様な履修形態に柔軟に対応できるか。画面からの個別入力以外に、大量データの一括入力など効率的な入力ができるか。

オ 出欠管理に関する項目

生徒や担当者ごとに講座、特別活動等への出欠情報が一元的に管理できるか。多様な履修形態に柔軟に対応でき、分かりやすい入力方法などの工夫がされているか。

カ レポート・視聴報告管理に関する項目

生徒や担当者ごとに講座のレポート・視聴報告の提出情報が一元的に管理できるか。画面からの個別入力以外に、大量データの一括入力など効率的な入力ができるか。

キ 成績管理に関する項目

各期の試験、成績・評定等の処理に対応し、生徒ごとに一元的に管理できるか。画面からの個別入力以外に、大量データの一括入力など効率的な入力ができるか。

ク 学習進捗状況管理に関する項目

生徒ごとに、出席状況、レポートの進捗状況（通信制のみ。）、試験結果等が分かりやすく確認でき、出力において柔軟に対応できるか。

ケ 年度末から年度初めにかけての処理が簡単に分かりやすくできるよう工夫されているか。

コ サーバ及び周辺機器に関する項目

毎日、全データが自動でバックアップできる機能が付加されているか。OCR用のスキャナやバーコードリーダー等効率的な入力用の周辺機器が提案されているか。

サ セキュリティ確保に関する項目

コンピュータウィルスの感染防止対策及び外部からの不正アクセスへの対策が講じられているか。情報漏洩を防ぐため、個人用パソコンには本システムで作成される一切のデータが保存できない仕組みが準備されているか。

シ システムの保守に関する項目

システムの障害時に速やかに復旧できる体制がとられているか。障害発生時や問合せ時の対応が的確に行われる体制がとられているか。

ス システムの開発体制に関する項目

システムの開発、データ移行及び保守業務に対して、必要な人員等の体制がとられているか。

セ 既存データの移行に関する項目

効率的にデータの構築又は再構築ができるか。

ソ その他有効な機能提案に関する項目

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) 提案書について審査委員会事務局によるヒアリング及び審査委員会によるプレゼンテーション聴取を行う。なお、プレゼンテーション聴取の際に、代表的な事務処理を実際にパソコンの画面で模擬的に処理してもらうことを求めることもある。

(5) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案書提出者に対し別途通知する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。なお、審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

8 提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案を代理したとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定により随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

提案競技説明書による。

10 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ及び書類の追加並びに修正には応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690-8502

島根県松江市殿町1番地

島根県教育庁高校教育課 新設高校開校準備スタッフ 担当：恩田

電 話 0852-22-6722

F A X 0852-22-6231

電子メール koukou@pref.shimane.lg.jp

12 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required :

A complete set of computer systems

(2) Deadline for submission of proposal documents :

17:00 October 15, 2009

(3) Contact point for the notice :

Senior High School Education Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8502, Japan

TEL 0852-22-6722

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成21年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称、数量及び配車先

(1) スノーローダ8 t級（バケット1.5m³以上）、1台、出雲県土整備事務所

- (2) 除雪ドーザ（11 t級）、2台、県央県土整備事務所大田事業所及び雲南県土整備事務所
 - (3) 凍結防止剤散布車3 t級（2.5m³）、1台、松江県土整備事務所
 - (4) 凍結防止剤散布車4 t級（4.0m³）、1台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所
 - (5) 車載式凍結防止剤散布機（1.5m³級）、2台、浜田県土整備事務所及び出雲県土整備事務所
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
- (1) 平成21年8月24日
 - (2) 平成21年8月24日
 - (3) 平成21年8月24日
 - (4) 平成21年8月24日
 - (5) 平成21年8月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 中国TCM株式会社山陰支店松江営業所 島根県八束郡東出雲町大字錦浜583番地33
 - (2) 中国TCM株式会社山陰支店松江営業所 島根県八束郡東出雲町大字錦浜583番地33
 - (3) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
 - (4) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
 - (5) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- 5 落札金額
- (1) 6,594,000円
 - (2) 20,790,000円
 - (3) 14,532,000円
 - (4) 14,784,000円
 - (5) 6,174,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
- (1) 一般競争入札
 - (2) 一般競争入札
 - (3) 一般競争入札
 - (4) 一般競争入札
 - (5) 一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成21年7月14日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成21年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等の名称及び数量
空港用除雪トラック 4台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

平成21年8月10日

4 落札者の氏名及び住所

日産ディーゼルトラックス株式会社松江支店 島根県松江市竹矢町1748番地

5 落札金額

85,260,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成21年6月30日

正 **誤**

平成21年5月29日付け島根県報号外第114号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から18	第5条第1項第3号	第5条第1項第2号